



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年6月29日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、「(仮称)長沢浄水場の施設更新計画」に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市上下水道局 上下水道事業管理者 齋藤 力良
	指定開発行為の名称	(仮称)長沢浄水場の施設更新計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） 浄水施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場敷地内)
	指定開発行為の目的	浄水場の再構築
	指定開発行為の内容	長沢浄水場の浄水施設の新設（更新） (計画地面積 約59,600㎡)
	事後調査の項目等	大気質、騒音、振動
	環境影響評価の手続経過	平成19年10月15日 条例環境影響評価準備書公告 平成20年 1月29日 条例審査書公告 平成20年 3月13日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成22年6月29日（火）～平成22年7月28日（水） (土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、宮前区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧できます。) 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、 多摩区役所生田出張所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成22年7月28日（水） (郵送の場合は、7月28日消印有効) 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm